

令和8年度村内道路舗装修繕業務(南部)特記仕様書

1. 適用

本仕様書は、南箕輪村管内南部地区（別紙図面）における舗装修繕業務に適用する。

2. 契約期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3. 単価

過去5年間の実績による施工量を参考に、令和8年度における1日当たりの施工量を想定して算出したもの。

- (1) 本業務は、アスファルト合材による舗装修繕業務1t当たりの単価契約とする。
- (2) 業務積算に、施工面の清掃、瀝青材、舗装用石灰粉、プロパンガス、コテ、レーキ、バーナー、振動ローラー損料、振動コンパクタ損料、燃料費等を含めること。
- (3) 入札書には「1t当たりの金額」を記載し、諸経費は修繕を行うにあたり必要な諸経費を含めること。

4. 業務内容

- (1) 施工にあたり担当者と毎月、施工箇所、施工内容について協議を実施すること。
- (2) 舗装修繕施工にあたり関係機関へ申請及び協議を実施すること。
- (3) 緊急的な修繕箇所が発生した場合は、担当者と応急処置の有無、施工日時を協議し、早急に施工すること。
- (4) その他については、担当者との協議による。

5. その他

- (1) 本業務は契約後、月ごとの支払いとする。
- (2) 毎月竣工写真及び関係書類を提出すること。
- (3) 舗装修繕に伴うAS塊の処分が生じた場合は、協議により処分を依頼する。
- (4) 経済情勢等により材料単価が大幅に変動する場合は、単価変更について協議する。